

令和6年度
益城中央小学校

P T A 総会

本資料はP T A総会で使用します。
1年間大切に保管して下さい。

目次

議事

- (1) 令和5年度事業報告
- (2) 令和5年度決算報告
- (3) 令和5年度特別会計報告
- (4) 規約
- (5) 令和6年度役員名簿
- (6) 令和6年度事業計画案について
- (7) 令和6年度予算案について
- (8) お願い
- (9) 学校職員紹介

会則第十条細則第27条により報告致します。

令和5年度 益城中央小学校PTA事業報告(主な行事のみ掲載)

	執行部	研修部	広報部	家庭部	保健体育部	生活指導部	図書部	父親部	指名委員会	学級委員会	地区懇談会
4	執行部会① PTA歓送迎会中止 地区懇談会 執行部会②		部会① 役員会議① 役員会議②								
5	運営委員会① 運動会準備・準備会議 愛校作業①雨天中止 学級委員会① 町教育委員会説明会 町P役員会	部会①中止 運営委員会①	部会① 運営委員会① 広報誌会議A①	部会①中止 運営委員会①	部会① 運営委員会① 運動会準備会議	運営委員会①	運営委員会①	部会① 運営委員会① 愛校作業①雨天中止 運動会準備会議	委員会①中止 運営委員会①	学級委員会①	
6		ベルマーク回収	広報誌会議A② 広報誌会議A③			部会① 交通安全指導	部会① 読み聞かせ・本整理				
7	執行部会③	ベルマーク回収					読み聞かせ・本整理				
8	執行部会④ 愛校作業② 郡Pバレーボール大会 町P役員会		エプロン補修 カーテン洗い		愛校作業② 郡Pバレーボール大会			愛校作業②	執行部会		
9		ベルマーク回収	広報誌発行A① 広報誌会議B①			交通安全指導	読み聞かせ・本整理			学級活動	
10	執行部会⑤ 中間監査 町P役員会 PTAバレーボール大会	ベルマーク回収 人権教育研修大会					読み聞かせ・本整理		委員会		
11	町P町内ウォークラリー …中止 ヘルメット助成金 県P研修会	ベルマーク回収 県P研究大会			町小学生 駅伝大会(不参加)		読み聞かせ・本整理		委員会		
12		ベルマーク回収	広報誌発行B② 広報誌会議C① 運営委員会 郡P研修会	運営委員会	運営委員会	運営委員会	読み聞かせ・本整理 読み聞かせ・本整理 運営委員会	運営委員会	委員会		
1	郡P研修会 運営委員会	ベルマーク回収 運営委員会 郡P研修会		運営委員会	運営委員会	運営委員会	読み聞かせ・本整理 読み聞かせ・本整理 運営委員会	運営委員会			
2	執行部会⑥	ベルマーク回収					読み聞かせ・本整理			学級委員会②	
3	会計監査3/29	会計監査	広報誌発行C③ 会計監査	町家庭部会 会計監査	会計監査	会計監査	会計監査	会計監査	会計監査	会計監査	会計監査

令和5年度 PTA一般会計決算報告書

【収入の部】

項	目	令和5年度予算額	令和5年度決算額	増 減	備 考
会	費	930,000	1,026,000	▲ 96,000	会員342名×3,000円
繰	越 金	1,754,509	1,754,509	0	前年度繰越金
雑	収 入	0	17	▲ 17	預金利息
合	計	2,684,509	2,780,526	▲ 96,017	

【支出の部】

項	目	令和5年度予算額	令和5年度決算額	増 減	備 考
運営費	運 営 費	150,000	193,026	▲ 43,026	ヘルメット助成金他
	会 議 費	0	0	0	
	消 耗 品 費	30,000	15,040	14,960	事務用品代他
	小 計 1	180,000	208,066	▲ 28,066	
活動費	研 修 部 費	20,000	5,554	14,446	ベルマーク活動費・その他
	広 報 部 費	80,000	77,463	2,537	PTA新聞代・記録写真代
	家 庭 部 費	45,000	10,086	34,914	カーテン洗い
	保健体育部費	20,000	7,040	12,960	運動会活動費・球技大会
	生活指導部費	5,000	0	5,000	
	図 書 部 費	20,000	8,543	11,457	図書購入費・本の消毒他
	父 親 部 費	20,000	9,540	10,460	愛校作業活動費
	指 名 委 員 会	5,000	0	5,000	
	学 級 活 動	314,500	293,219	21,281	レクレーション活動費
	小 計 2	529,500	411,445	118,055	
諸費	負 担 費	250,000	214,963	35,037	県P保険代他
	諸 式 費	250,000	266,740	▲ 16,740	入学式名札代、卒業記念品
	積 立 金	50,000	0	50,000	
	交 渉 費	10,000	0	10,000	
	慶 弔 費	10,000	0	10,000	
	通 信 費	70,000	60,000	10,000	
	安全互助会費	60,000	51,450	8,550	
	小 計 3	700,000	593,153	106,847	
体 験 活 動 費	60,000	20,060	39,940	お米作り体験	
予 備 費	750,500	0	750,500		
合	計	2,220,000	1,232,724	987,276	

収入額 ¥ 2,780,526 - 決算額 ¥ 1,232,724 = 1,547,802
 次年度繰越額 ¥ 1,547,802

会計監査の結果、預金通帳・領収書等適正に処理されていることを認めましたので、ご報告します

令和 6 年 3 月 29 日

益城中央小学校PTA監査

遠藤 ちひさ



益城中央小学校PTA監査

栗田 香春



令和5年度 PTA特別会計報告


収入内訳		支出内訳	
前年度繰越金	1,152,915	郡P広報誌補助金学校へ入金	14,280
雑収入(預金利息)	10	大型扇風機	37,510
義援金	0		
町P連絡協議会助成金	15,000		
郡P広報誌補助金	7,080		0
有価物回収収益金	0		
リサイクル代(テントのはり)	23,650		
合 計	1,198,655	合 計	51,790

収入 ¥1,198,660－支出 ¥51,790＝¥ 1,146,865
 差引残高 ¥1,146,865(次年度へ繰り越し)


会計監査の結果、預金通帳・領収書等適正に処理されていることを
 認めましたので、ご報告します

令和 6 年 3 月 29 日

益城中央小学校PTA監査

遠藤 ちづ子 

益城中央小学校PTA監査

栗田 香春 

益城中央小学校PTA会則

第一章 名 称

第1条 この会は、益城中央小学校PTAと呼び、所在地を上益城郡益城町寺迫1142番地益城中央小学校に置く。

第二章 目的及び活動

第2条 この会は、児童の幸福と健全な成長を図るために保護者と教師が協力し、学校・家庭・社会を通して教育活動を推進することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げる為に次の活動を行う。

- 1 よい保護者・教師となるよう努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活環境の向上に努める。
- 3 児童の心身の健全な発達と福祉の増進を図る。
- 4 会員の教養と教育的関心の高揚に努める。
- 5 その他教育活動の向上に留意する。

第三章 方 針

第4条 この会は、教育の向上を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の個人・政党または宗教の利益を図るような行為は行わない。

第四章 会 員

第5条 この会の会員となることができる者は、次のとおりである。

- 1 当校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。
- 2 当校に勤務する校長及び職員。

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第7条 この会の会員は、会費として1世帯当たり年額3,000円を納める。

但し、途中転出入者に関しては次のとおりとする。

- 1 前期（4月～8月）後期（9月～3月）に分け、それぞれ会費を1,500円とする。
- 2 途中転入者は転入した時期に応じて会費を納める。
- 3 途中転出者には転出した時期に応じて会費の返金を行う。

第五章 役 員

第8条 この会の役員は、次のとおりである。

- 会 長 1名
副会長 3名
書 記 2名
会 計 2名

庶務 1名 (学校職員)

顧問 1名 (会長の要請を受け、必要に応じて就任する)

第9条 役員は指名委員会の推薦により総会の承認を得なければならない。

第10条 役員の任期は4月1日に始まり翌年3月31日までの1年とする。ただし指名委員会からの要請の場合は、再任を妨げない。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表して会務を統括し、総会並びにその他の会議を招集し、全般の運営を図る。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、会の活動・会合の記録をし、会の通信及び書類を保管し、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- 4 会計は、総会が決定した予算に基づいて いっさいの会計事務を処理し、予算の立案に協力するとともに、常に財産の管理を行い、決算においては会計監査委員の監査を経て総会に報告する。
- 5 庶務は、会の活動・会合を円滑にするための業務に努める。
- 6 顧問は、会長の求めに応じて、この会の運営に関して必要な助言を行う。

第六章 委員会等

第12条 この会に次の委員会及び専門部会をおく。

- 1 会計監査委員会
- 2 地区委員会
- 3 クラスレクリエーション委員会 (旧学級委員会)
- 4 指名委員会
- 5 専門部会

第13条 会員は役員を除きいずれかの委員会または専門部会に所属するものとする。但し重複を妨げない。

第14条 会計監査委員は、総会において指名委員会の推薦により2名を選出する。

- 1 会計監査委員は会務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 2 会計監査は必要に応じて随時に監査を行うことができる。

第15条 地区委員は各地区より1名を選出する。ただし、20戸をこえる地区では2名、30戸を越える地区では3名を選出することができる。

地区委員は地区の会議及び地区の諸行事を企画運営するとともに、会の常任事項を担当する。

第16条 クラスレクリエーション委員 (旧学級委員) は各学級より2名を選出し、学級行事を計画し実施するほか保護者間の連絡調整を行う。

第17条 この会の運営を円滑にするために指名委員会をおく。

- 1 指名委員会は次年度の役員及び監査委員の候補者を選出する。
- 2 PTA役員と指名委員による指名委員会は、PTA会長が会を主宰する。
- 3 指名委員会は、この会の役員及び監査委員の候補者を総会に発表する。

第七章 会 議

第 18 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

- 1 総会は定例総会及び臨時総会とし、定例総会は毎年4月及び翌年の3月に開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の者から要求があったとき開催する。
- 2 総会は会員の五十分の一以上の出席によって成立し、議決はその過半数によらなければならない。
- 3 総会において審議し、議決する事項は次のとおりである。
年間事業計画、年間予算決算、会則の制定・変更、役員承認、その他、会の運営上必要な事項。

第 19 条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、この会の活動に必要な事項を審議し、決定することができる。また各専門委員会の連絡調整を行う。

- 1 運営委員会は、役員（8名）・各専門部会の部長・副部長・書記・会計・学校長によって構成する。
- 2 運営委員会は、会長が認めた場合、または学校長の要請によって会長が招集し、会長が司会する。
- 3 運営委員会は、総会の議事日程・年間事業計画・年間予算を立案する。
- 4 運営委員会は必要に応じて特別委員会をおくことができる。

第 20 条 役員会は、この会の役員と学校長によって構成し、この会の運営上必要と認めたとき、会長が各委員会部長を招集する。

第八章 専門部会

第 21 条 この会の活動を活発にするために、次の専門部会をおく。

研修部・広報部・家庭部・保健体育部・生活指導部・図書部・環境整備部（旧父親部）

第 22 条 専門部会の構成・任務は、細則に定める。

第九章 経 理

第 23 条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金・その他の収入による。

第 24 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

なお、特別の経理を必要とするときは、運営委員会において協議して決定する。

第 25 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 26 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第十章 細 則

第 27 条 この会の運営に関し、必要な細則はこの会則に反しない範囲において運営委員会の議決を得て定め、運営委員会は細則を制定し、または改廃した場合は、次の総会に報告しなければならない。

第十一章 改正

第28条 この会則の変更は、総会の議決によらなければならない。

第29条 この会則は平成22年4月17日より一部改正する。

この会則は平成24年4月20日より一部改正する。

この会則は平成25年4月17日より一部改正する。

この会則は平成27年3月3日より一部改正する。

この会則は、平成28年度特別施行案として、平成28年4月1日に始まり、平成29年3月31日に終わる。

この会則は、平成29年4月1日より一部改正する。

この会則は、平成30年4月1日より一部改正する。

この会則は、令和3年4月1日より一部改正する。

この会則は、令和4年4月1日より一部改正する。

設立年月日は平成16年4月1日とする。

〒861-2244

熊本県上益城郡益城町寺迫1142番地

益城町立益城中央小学校

益城中央小学校 P T A 会則の細則

第一章 欠員補充

第 1 条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格し、任期は前任者の残任期間とする。

第 2 条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充する。
任期は前任者の残任期間とする。

第二章 専門部会

第 3 条 専門部会は、研修部・広報部・家庭部・保健体育部・生活指導部・図書部・環境整備部(旧父親部)によって構成される。

第 4 条 各専門部会は、部長 1 名、副部長・書記・会計を数名選出し、会の円滑な運営を図る。この専門部三役は P T A 運営委員とする。

第 5 条 部長および部員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 6 条 部長は会議を招集し、会を司会して、その所属業務の遂行にあたる。

第 7 条 研修部会

- 1 研修部は有価物回収班と研修班の 2 班で構成する。
- 2 有価物回収班は有価物回収を実施する。有価物回収を実施できない場合は、その他の活動(ベルマーク回収等)を行う。
- 3 研修班は他の地区の地区懇談会に参加する。
- 4 上記のほか各種研修行事に参加する。

第 8 条 広報部会

- 1 会の広報活動として、会報の編集発行にあたる。
- 2 会報をとおして学校と家庭および地域社会とのコミュニケーションを図る。

第 9 条 家庭部会

- 1 保護者としての意識向上と役割の自覚をすすめ、自主的な活動研修を行う。
- 2 会員(保護者)の交流を深めるための企画運営を図る。

第 10 条 保健体育部会

- 1 児童・会員の体位保健向上の企画運営を図る。
- 2 学校の養護・事故防止の問題点への協力及び施設の推進を図る。
- 3 保健体育行事を助成し会員のレクリエーションを企画運営する。

第 11 条 生活指導部会

- 1 児童の家庭・社会生活並びに児童相互の自主的集団生活の補充に努める。
- 2 学校と家庭との連絡調整を図り、青少年の不良化防止のための活動を企画運営する。
- 3 長期休業中の校外補導について特別な対策を立て、その指導に努める。

第12条 図書部会

- 1 図書を通じたPTA活動に興味、関心のある保護者で構成する。
- 2 児童や保護者が本に親しみをもつためのさまざまな活動を行う。
- 3 学校図書館がよりいっそう活用できるための支援を行う。

第13条 環境整備部会（旧父親部会）

- 1 保護者としての意識向上と役割の自覚をすすめ、自主的な活動に興味、関心のある保護者で構成する。
- 2 会員（保護者）の交流を深めるための企画運営を図る。

第三章 その他の集会

第14条 会長が必要と認める場合は、次の集会を招集し、その会を司会することができる。

- 1 地区委員会
全地区委員を招集し、地区活動・地区間の連絡調整を図る。
- 2 クラスレクレーション委員会（旧学級委員会）
全クラスレクレーション委員を招集し、学級・学年活動・学級学年間の連絡調整を図る。
- 3 指名委員会
PTA執行部役員の人選をするにあたり、推薦名簿を作成し、役員候補者の選定にあたる。

第四章 改正

第15条 この細則は、運営委員会において会員の過半数以上の賛成によって改正することができる。

第16条 この改正の結果は次期総会に報告するものとする。

この会則は、平成17年4月23日より一部改正する。

この会則は、平成18年4月22日より一部改正する。

この会則は、平成25年4月17日より一部改正する。

この会則は、平成30年4月1日より一部改正する。

この会則は、令和2年4月1日より一部改正する。

益城中央小学校 P T A 会則内規^{第 1 8 条関係}

役員選出について、原則として次のとおり行う。

保護者から会長 1 名、副会長 3 名を選出する。

なお、副会長の中から翌年度の会長 1 名を選出する。

付則

- * この内規は平成 1 7 年 4 月 2 3 日より実施する。
- * この内規は平成 2 5 年 4 月 1 7 日より一部改正する。

P T A 表彰及び慶弔に関する規定

第一章 慶賀表彰

第 1 条 会員・その他で本校の P T A の趣旨に添い、次の各項に該当する場合は感謝状または表彰状を贈る。

- 1 会員に奇特な行為があり、この会の趣旨に合致するときは、運営委員会の決定により表彰する。
- 2 本会のため、その発展向上に寄与された場合は、感謝状を贈る。
- 3 役員・委員として、この会の発展向上に努力した場合は、感謝状を贈る。

第 2 条 学校職員の異動に際しては、P T A は歓送迎会を開き、感謝と歓迎の意を表わす。

第二章 弔 慰

第 3 条 弔慰については、下記の場合に行う。

- 1 会員中、不幸にして死亡した場合は、弔慰金 5 0 0 0 円を香料として供え、弔電をおくる。
- 2 本校児童及び会員の配偶者が死亡したときは、弔慰金 5 0 0 0 円を香料として供え、弔電をおくる。
- 3 役員・学校職員・地区会員はなるべく葬儀に参加するものとする。

第三章 改 正

第 4 条 この規定の改正は、運営委員会の議決を得なければならない。

改正した場合は、後で総会にて報告する。

令和6年度

益城中央小学校PTA役員名簿

役職名	氏 名	新学年	児童名
会 長	^{ヨシカイ} 吉海 みどり	4年	詩織
副会長	^{ホンケ} 本家 ^{タカ ユキ} 崇之	6年	綾人
副会長	^{イワタ} 岩田 ^{ユ ミ} 優美	5年	朔空
副会長	^{ウト} 宇都 ^{ショウゴ} 正吾	5年	銀志
書 記	^{カナヤマ} 金山 ^{マキ} 真希	6年	莉子
書 記	^{ミヤケ} 三宅 ^{ミヨコ} 美代子	6年	佑和
会 計	^{フジ} 藤 ^{エ リ カ} 江理加	4年	千遥
会 計	^{オオウチ} 大内 ^{アヤカ} 彩香	3年	花奈
庶 務	令和6年度学校職員		
顧 問	^{タ サキ} 田崎 ^{タツヤ} 達也	3年	花椰

監 査	^{サカエダ} 栄田 ^{カ ハル} 香春	5年	朔弥
監 査	^{フジモト} 藤本 ^{アヤコ} 綾子	4年	理子

令和6年度 益城中央小PTA事業(案) 4～9月 (主な行事のみ掲載)

月	執行部	研修部	広報部	家庭部	保健体育部	生活指導部	図書部	環境整備部	指名委員会	クラスレクレーション委員会	地区委員会
4	執行部① 地区懇談会 町P運営委員会 PTA総会 各専門部会 町P総会 学級委員会	研修部会	広報部会 以	町P運営委員会	保体部会	生活指導部会	図書部会	環境整備部会	指名委員会	クラスレクレーション委員会	地区懇談会 PTA会費集金
5	執行部② 町P総会 愛校作業 運動会準備会議 運動会準備 運動会		広報誌作成	町P総会	運動会準備会議 運動会準備 運動会駐車場整備 運動会		図書購入	運動会準備会議 運動会準備 運動会		委員会 学級ごとに活動	
6	県P総会 運営委員会① 学校保健会			町P家庭部会 益城町学校 保健会総会	保体部会	交通安全指導	図書部会(勉強会)		活動内容の確認		
7	郡P連研修会 執行部③ 人権同和教育 推進協議会総会 校内球技大会 学校保健会 合同研修会	郡P連研修会 学校保健会 合同研修会		学校保健会 郡P連研修会 学校保健会 合同研修会 エプロン補修	校内球技大会	交通安全指導			活動内容の確認 推薦アンケート 配布・回収		
8	町教育講演会 郡P球技大会 愛校作業 執行部④ 運営委員会② PTA研修 合同部会① 中間監査		↓						役員推薦のお願い		
9		合同部会①	広報誌発行①			交通安全指導	読み聞かせ	愛校作業 合同部会①			交通指導 合同部会①

令和6年度年度 益城中央小PTA事業(案) 10~3月 (主な行事のみ掲載)

月	執行部	研修部	広報部	家庭部	保健体育部	生活指導部	図書部	環境整備部	指名委員会	クラスレクレーション委員会	地区委員会
10	執行部会⑤ 町P球技大会		広報誌作成		保体部会 駅伝大会出場 依頼の電話 町P球技大会	交通安全指導	読み聞かせ		役員推薦のお願い	学級ごとに活動	
11	町小学生駅伝大会 県P研究大会 執行部会⑥ ヘルメット助成	県P研究大会		県P研究大会	駅伝大会試走 町小学生駅伝大会	交通安全指導	読み聞かせ		推薦された方へ 依頼の電話、訪問		交通指導
12	運営委員会③ 教育講演会					交通安全指導			決定事項の 確認・承認		
1				町家庭部研修会 コサージュ製作		交通安全指導	読み聞かせ		執行部へ連絡		
2	執行部会⑦ 町長懇談会			町長懇談会		交通安全指導 反省会	読み聞かせ 図書部会(反省会)				
3	運営委員会④ 年度末PTA総会 年度末総会 執行部会⑧ 卒業式		広報誌発行②						年度末PTA総会		地区委員会

令和6年度予算(案)

【収入の部】

項 目	令和5年度予算	令和5年度決算額	令和6年度予算額	備 考
会 費	930,000	1,026,000	969,000	会員323名×3000円
繰 越 金	1,754,509	1,754,509	1,547,802	前年度繰越金
雑 収 入	0	17	0	利息他
合 計	2,684,509	2,780,526	2,516,802	

【支出の部】

項 目	令和5年度予算	令和5年度決算額	令和6年度予算額	備 考	
運 営 費	運 営 費	150,000	193,026	200,000	ヘルメット助成金・研修費
	会 議 費	0	0	0	
	消 耗 品 費	30,000	15,040	30,000	事務用品代
	小 計 1	180,000	208,066	230,000	
活 動 費	研 修 部 費	20,000	5,554	20,000	ベルマーク活動費
	広 報 部 費	80,000	77,463	80,000	P新聞発行・記録写真代
	家 庭 部 費	45,000	10,086	70,000	学習会費・研修費・コサージュ作り代
	保健体育部費	20,000	7,040	20,000	運動会等
	生活指導部費	5,000	0	5,000	安全パトロール
	図 書 部 費	20,000	8,543	20,000	図書購入費・活動費
	環境整備部費	20,000	9,540	20,000	活動費
	指 名 委 員	5,000	0	5,000	
	学 級 活 動	301,000	293,219	305,200	児童数436名×700円
小 計 2	516,000	411,445	545,200		
諸 費	負 担 費	250,000	214,963	250,000	町P・郡P・県P負担分担金
	諸 式 費	250,000	266,740	250,000	入学・卒業記念品、祝品代
	積 立 金	50,000	0	0	
	交 渉 費	10,000	0	10,000	
	慶 弔 費	10,000	0	10,000	お祝い・香典
	通 信 費	70,000	60,000	60,000	
	安全互助会費	60,000	51,450	60,000	
	小 計 3	700,000	593,153	640,000	
体 験 活 動 費	60,000	20,060	30,000		
予 備 費	1,228,509	0	1,071,602		
合 計	2,684,509	1,232,724	2,516,802		

お願い

児童お迎え時の交通ルールについて

新学年が始まりましたが、どこのご家庭でも子どもが安全に学校へ登校し、無事に帰宅することを心から願っていることと存じます。

さて、お迎え時の交通ルールについて、一部の保護者のルール違反が見受けられると保護者アンケートでも出されています。特に、東門付近に停車中の車があると、車間から児童が飛び出し大変危険です。また、ルートは一方通行ですが逆走される車両もあります。

学校からのプリントで、朝の児童降ろし場所はプール横の東門のみとなっております。下校時は学校のフェンス周りは一切駐停車することができません。
必ず、サブグラウンドまで入ってお迎えをしてください。

私たち保護者が、子どもたちのお手本となり全児童を見守れるようご協力をお願い致します。また、お迎えを頼まれる方にもお知らせして頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

益城中央小学校

PTA会長 吉海 みどり

＜令和6年度 益城町立益城中央小学校 職員一覧＞

年	組	氏名
1	1	北里 雅代
	2	富永 千晶
2	1	島本 静香
	2	和田 美紅
3	1	甲斐 理香
	2	杉浦 七神
	3	本田 祐太朗
4	1	下田 景子
	2	倉田 文子
5	1	坂井 祐奈
	2	西村 英隆
	3	天川 元貴
6	1	鮫島 香織
	2	佐藤 嵩典
なかよし1		藤川 美千代
なかよし2		村上 茂人
なかよし3		梅本 美和
なのはな		齊藤 裕子
おおぞら		廣瀬 誠一郎
くすのき		塚本 美雪
やまびこ		甲斐 薫

校長	富永 喜代子
教頭	寺本 完史
指導教諭（英語）	原口 順子
初任者指導	武永 春美
教務主任（理科）	古江 哲哉
児童支援	本田 博昭
スマイル教室	柳木 亜希子
ことばの教室	大倉 亜希子
ことばの教室（TT）	篠原 瞳
養護教諭	上野 満奈美
栄養教諭	園田 美里
講師（栄養）	灰瀬 美咲
事務職員	藤江 恵子
ST・初任者後補充	石渕 多希子
初任者後補充	山口 雅子
いきいき益城っ子	城 典子
いきいき益城っ子	上田 初恵
いきいき益城っ子	古閑 美恵子
ドリーム益城っ子	森 憲二
特別支援教育支援員	河地 貴子
英語活動支援員	山本 幸世
用務員	松原 計士
教育業務支援員	曲田 和歌子
育児休業中	山本 優依

